

川崎市職員希望降任制度実施要綱

平成14年11月15日
14川総人第527号

(目的)

第1条 この要綱は、希望降任制度を設けることにより、職員本人の意志を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行い、もって職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

(降任の対象となる職員)

第2条 希望降任制度の対象となる職員は、降任希望申出日において、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

(1) 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1行政職給料表(1)、別表第2行政職給料表(2)又は別表第4医療職給料表(2)の適用を受ける職員

(2) 川崎市職員の標準的な職を定める規則（平成28年川崎市規則第10号）別表の第2欄に掲げる職制上の段階が「係長級」以上又は「職長」の職員

(降任する職制上の段階)

第3条 自ら降任を希望する職員の降任後の職制上の段階は、当該職員の降任希望申出日における別表の左欄に掲げる職制上の段階に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる職制上の段階のうち、原則として、当該職員が希望する職制上の段階とする。

(降任の申出)

第4条 職員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望する場合、その旨を申し出ることができる。

2 降任を希望する職員は、降任申出書（別記様式）により、所属している局（川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに会計室、区役所及び市民オンブズマン事務局をいう。）の長を通じて任命権者へ

申し出るものとする。

3 任命権者は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。
(降任の決定)

第5条 降任及び降任する職制上の段階は、原則として本人の希望を尊重し、任命権者が決定する。

(降任の時期)

第6条 降任の時期は、前条の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年
度の4月1日とする。ただし、任命権者が認める場合はこの限りでない。

(給料の取扱い)

第7条 第5条の規定により降任の決定がなされた職員（以下「降任職員」という。）
の給料は、給与条例及び川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和
46年川崎市人事委員会規則第20号）の定めるところによる。

(再度の昇任)

第8条 降任職員の再度の昇任については、川崎市職員の任用に関する規則（平成1
3年川崎市人事委員会規則第1号）に定める昇任選考の結果によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

現在の職制上の段階	降任する職制上の段階
局長級	部長級 課長級 課長補佐級 係長級 主職員
部長級	課長級 課長補佐級 課長級 係長級 主職員
課長級	課長補佐級 課長級 係長級 主職員
課長補佐	係長級 主職員
係長級	主職員
職長	職員

別記様式（第4条関係）

降任申出書

年　月　日

川崎市長様

補職

職名

職種

職員コード

氏名

私は、次のとおり降任を希望しますので申し出ます。

(希望する職制上の段階)

部長級・課長級・課長補佐・係長級・主任・職員

(希望する理由及び降任後に従事したい職務等)